

【19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&A】

Q 1 なぜ19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのか。

A 1 令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしたもの。なお、配偶者とは、健康保険法等における取扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

Q 2 学生であることは要件ではないのか。

A 2 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めない。あくまでも、年齢によって判断することとなる。

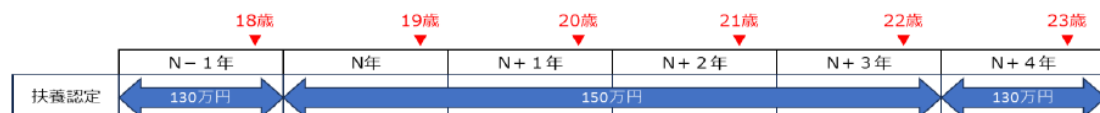
Q 3 年齢要件（19歳以上23歳未満）についてはいつの時点で判定するのか。

A 3 所得税法（昭和40年法律第33号）上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定する。

例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となる。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算される点に留意すること。

（参考）

- ・ N-1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
- ・ N年～N+3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。
- ・ N+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。



Q 4 12月31日現在の年齢が22歳である年（暦年）の翌年においては年間収入130万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなるのか。

A 4 お見込みのとおり。